## 只木ゼミ夏合宿第4問

 $X \ge Y$  は夫婦ではないが、アパートの一室で、実子である A(3 歳) と 3 人で同居していた。 X はたびたびしつけと称して、A の顔面を殴る等の暴行を繰り返しており、Y も A の態度が悪いと、同人に食事を与えないなどの虐待を加えていた。

12月24日の夕食の際、Aが食事を残したことから、XはAに対して怒鳴り、Aを床に押し倒し、頭部を足蹴にするなどの暴行を加えた。Yは隣で食事をしていたが、「この子は厳しく叱らなきゃダメなんだから」と言ってこれを黙認し止めようとはしなかった。

夕食後、X が出かけた後、A が顔面蒼白で動かなくなっており、そのことに気づいた Y は自分たちの虐待が発覚するのを恐れ、病院に連れていくことなく、このままでは A は死んでしまうかもしれないと思いつつもこれを放置した。その 5 時間後、A は頭部の暴行から生じた脳内出血が死因となって死亡した。Y が A の異変に気付いた時に直ちに救命措置を採っていれば、A の救命可能性は高かったが、確実とまでは言えなかった。

12月24日時点でのX、Yの罪責を求めよ。

参考判例:札幌高裁平成 12 年 3 月 16 日判決 大阪高裁平成 13 年 6 月 21 日判決